

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和38年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	↳適用 非適用
団体名	越前市	職員数（H22. 4. 1現在）	16
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	↳経営健全化基準以上
	計画期間：平成19年度～平成23年度		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	99（H21年度）	財政力指数	0.806（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	0（H21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	90.0（H21年度）	実質公債費比率（％）	12.9（H22年度）
		将来負担比率（％）	124.4（H21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村： 武生市・今立町 〕 公営企業会計の統合 旧今立町水道事業を廃止して、旧武生市水道事業に統合する形で、 越前市水道事業発足 組織の統合 旧武生市水道課と旧今立町上下水道課の一部を統合し、 越前市水道課とし、今立総合支所に水道課分室を設置 その他経営の合理化施策 平成19年3月末で水道課分室を廃止

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	越前市水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度（延長～平成26年度）
計 画 策 定 責 任 者	越前市長 奈良俊幸
既存計画との関係	越前市行財政構造改革プログラム第一次改定
公表の方法等	市ホームページ・平成19年12月市議会
基 本 方 針	本市の水道事業は、旧武生市の水道事業として昭和38年に給水開始以来、第5次に亘る拡張事業を推進し市民への安定給水の確保に努めてきました。平成18年12月から県水の受水を開始し、今後段階的に増量していく中で、従来の水道料金では事業運営が著しく困難となるため平成20年度に料金改定を実施、平成23年度、平成25年度にも料金改定を予定している。また、事務事業の見直しによる経費の削減、投資効率の向上をはかる等、経営健全化に努めながら、安定供給と給水サービスの充実を図っていく。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	185286.9			185286.9
	補償金免除額	28103.1			28103.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	18836.0	4677.2		23513.2

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業	185286.9			185286.9
合 計 (A)		185286.9			185286.9
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		185286.9			185286.9

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	水道事業	18836.0	4677.2		23513.2
合 計 (A)		18836.0	4677.2		23513.2
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18836.0	4677.2		23513.2

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>平成18年12月から県水を受水開始し、平成25年度にかけて段階的に受水量を増やす計画（契約）となっているため、毎年費用が増加し今後の経営を圧迫していく要素となっている。</p> <p>平成20年4月に料金改定を実施、平成23年、平成25年に料金改定を計画しており、現在、料金協議会で内容を検討中である。</p> <p>越前市の水道事業は同種同規模の都市と比較し、有収水量あたりの資産が少ない傾向がある。有収率が高い事と、地下水が豊富で原浄水の設備が安価に設置できた事が理由である。また、全国平均と比べると給水原価、供給単価が安い。従来は豊富な地下水を利用していたので原価を少なくできたが、受水量の増加に伴い原価が高騰し、料金の改定が必要となっている。</p>	
経営課題	課 題	経常経費の増
	<p>水源の転換（複数化）により県水を受水開始したため、平成25年度にかけて段階的に受水費用が増大し、給水原価が上昇していく。</p> <p>（受水費用 最大値約 10億3千万円（113円/立米））</p> <p>コスト削減を極限まで行うとともに、料金改定等の収入見直しを行う必要がある。</p>	
	課 題	高い企業債償還金比率
	<p>企業債償還に係る比率が高く経営を圧迫しているため、新たな起債を抑制するとともに繰上償還などを積極的に行う必要がある。</p>	
	課 題	料金水準の適正化
	<p>近年の景気悪化や、節水意識の高まり、核家族化の進行により、全国的に1戸あたりの給水量が低下傾向にある。</p> <p>越前市でも同様の傾向があるため、実態に即した料金体系の見直しが必要</p>	
課 題		
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	平成24年度 (計画第6年度)	平成25年度 (計画第7年度)	平成26年度 (計画第8年度)	
地方財政法による資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率 (%)	101.1	74.5	99.4	96.9	88.0	96.4	96.6	106.1	106.0	
資本費 (円又は%)	66.2	88.9	90.7	98.8	109.0	110.5	118.7	126.9	126.7	
総収支比率(法適用) (%)	108.5	81.8	107.2	102.0	91.9	101.2	101.1	110.2	110.0	
経常収支比率(法適用) (%)	108.7	81.8	106.0	102.1	91.7	101.3	101.1	110.3	110.1	
営業収支比率(法適用) (%)	128.3	90.4	114.0	107.6	96.2	105.7	105.1	113.5	113.1	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-8.2	23.4	11.5	9.2	18.8	15.8	13.9	2.7	-6.7	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.2	1.1	4.3	2.9	0.9	1.0	0.9	0.7	0.7
	うち基準内繰入金 (%)	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
	うち基準外繰入金 (%)	0.9	0.9	3.9	2.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
	資本的収入分 (%)	8.9	12.3	4.8	12.8	24.3	13.7	14.8	18.2	19.9
	うち基準内繰入金 (%)	3.1	5.1	2.4	4.2	6.3	4.2	4.6	5.6	6.4
	うち基準外繰入金 (%)	5.8	7.2	2.4	8.7	18.0	9.5	10.2	12.5	13.5

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

災害準備基₁災害準備基₂起債額を減らしたので繰入比率が上昇

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成20年改定、平成23年に改定を予定(3年間の総括原価を基本に料金協議会で決定)
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入は、現段階の協定に基づく
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20年、22年に不要となった水源用地等を売却
4 県水受水単価の見直し	受水2市2町と連携し、受水単価の引下げを要請。平成23年に見直す
5 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	資本的収支は第5次拡張計画に基づく

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の 課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		【職員削減】 一般会計の計画(平成17年10月を基準とし、平成24年度当初での職員数を10%以上削減)に準じ、平成20年度に1人、平成21年度に2人の職員削減を図った
給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		【市長部局で一括管理】18年度において、特殊勤務手当の点検・見直しを実施し、勤務評価の実施及び勤務実績の給与への反映も行なってきた。また、国に添って昇給抑制措置も実施していく。水道事業会計においても同様に実施していく。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		水道事業においては、技能労務職員は存在していない。
退職時特昇等退職手当のあり方		【市長部局で一括管理】17年度に廃止済み。水道事業会計においても同様。
福利厚生事業のあり方		【市長部局で一括管理】19年度から互助会会計を「公費負担金」と「会員掛金」会計に分離し、用途を明確化している。また、19年度中に公費負担率切り下げを決定するとともに、具体的に事業内容見直しを図った。水道事業会計においても同様。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		【県水受水単価削減】 周辺市町村と協力し、県水の受水単価引下げ要請を実施する 【修繕コスト削減】 維持管理費の削減項目として、修繕コストの削減を重点項目とし、数値目標にて管理する。 具体的には、漏水調査業務を強化し、突発的な大規模修繕を未然に防ぎ、小規模の修繕に抑える。 平成19年度から開始し、平成21年度末の有収率は94.35%まで上昇。修繕費の削減も進行中 【合併入札】 下水道関連の工事の場合、施行箇所が隣接もしくは近い場合が多い、近隣箇所の工事について、合併入札を積極的に行うことにより、年間1,000千円程度の工事コスト削減を改善額として計上。 【起債繰上償還】 利子償還金支出額を抑制するため、高金利債の繰上償還を積極的に行う 【拡張事業の抑制】 拡張事業を見直し、起債額を抑制、利子の支出を削減 【公用車の台数を削減】 公用車の台数を削減し、維持経費を抑制する
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		原浄水施設の維持管理、検針業務、閉開栓業務については、現在委託済み

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
<p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>		<p>【料金改定】 平成20年改定済、平成23年、平成25年に総括原価方式に基づいて料金を改定し、収支の均衡を図る。 【固定資産売却】 水源の変更等で不要となった土地を積極的に売却する。平成20年度に半分売却済</p>
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>		<p>市のホームページにおいて経営指標を公開 日本水道協会のPIを利用し、収益性、健全性、生産性等を評価</p>
<p>行政評価の導入</p>		<p>水道事業においては、経営指標に基づく分析評価を行い、監査にも報告しているため、行政評価の導入は現在予定していない。</p>
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<p>【県水受水単価削減】 現在 113円/立米、目標 97円/立米 【起債繰上償還】 5%超の起債を繰上償還 【拡張事業の抑制】 事業費を抑制し、起債額を減らす事で利子償還額を抑制</p>
2 経営効率化や 料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>【料金改定】平成23年、平成25年に総括原価方式に基づいて料金を改定</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>基準外繰出しについては、償還金関連が大半なので繰上償還を促進する事により、順次縮小していく見込み</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1)水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
	累積 欠損金 比率	当初計画の目標値	-8.2	20.3	5.3	1.9	3.8	-6.6						
		(実績値)	-8.2	23.4	11.5	9.2								
	企業債 現在高	延長計画の目標値						18.8	15.8		13.9	2.7	-6.7	
		当初計画の目標値		4,295,133	3,485,145	3,166,133	3,184,971	3,215,358	3,271,589					
		(実績値)		4,295,133	3,485,146	3,352,705	3,325,121							
		延長計画の目標値						3,008,800	2,882,037		2,554,230	2,424,548	2,297,145	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	2	料金改定率				41%			20%					
		改善額(料金の適正化) 1	169,332		447,186	447,186	447,186	447,186	761,325	2,102,883				
	2	資産の有効活用:資金運用緻密化	3,374	資金運用緻密化	資金運用緻密化	資金運用緻密化	資金運用緻密化	資金運用緻密化	資金運用緻密化					
		改善額(収入増額)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000				
	2	資産の有効活用		固定資産売却	固定資産売却									
		改善額(収入増額)		36,459	14,019					50,478				
	【経費の削減】													
	1	職員給与費の適正化												
		職員給与と費(退職手当以外)	148,889	148,889	138,889	138,889	138,889	138,889	128,889					
		改善額	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	50,000				
	1	職員数 (人)	19	19	18	18	18	18	17					
		増減数 (人)			-1				-1	-2				
	2	修繕コスト削減	48,102	46,000	44,000	42,000	40,000	40,000	38,000					
		改善額(適正化)	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000				
2	工事コスト 2		合併入札	合併入札	合併入札	合併入札	合併入札	合併入札						
	改善額(縮減額)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000					
									当初計画改善額 合計	2,218,361				
									(参考)当初計画補償金免除額	121,530				

施策に係る改善効果額	【経費の削減】												* 単価113円 97円に変更 16円×受水量が改善額
	2	その他(受水単価変更)	受水費				639,298	721,788	710,040		796,613	885,125	885,125
			受水量				5,657,500	6,387,500	7,320,000		8,212,500	9,125,000	9,125,000
		改善額									131,400	146,000	146,000

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	423,400
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	0
A + B + C	423,400
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	28,103

経営状況

	平成18年度 (当初計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度)	平成23年度 (当初計画第5年度)	平成24年度 (当初計画第6年度)	平成25年度 (当初計画第7年度)	平成26年度 (当初計画第8年度)
給水人口 (千人)	84	84	83	83	83	83	83	83	83
年間総有収水量 (千 m^3)	10,061	9,993	9,522	9,324	9,100	8,920	8,750	8,590	8,590
公称施設能力 (m^3 /日)	45,600	48,400	48,400	48,400	41,220	41,220	41,220	41,220	41,220
1日最大配水量 (m^3 /日)	39,999	34,908	32,672	39,413	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
最大稼働率 (%)	87.7%	72.1%	67.5%	81.4%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
供給単価 (円/ m^3)	108.46	108.56	143.49	150.95	147.43	166.35	178.96	209.43	209.43
給水原価 (円/ m^3)	107.28	145.71	144.39	155.80	167.59	172.49	185.32	197.34	197.67

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

現在の簡易水道は、月尾・水間・服部の3箇所。平成28年に統合予定